

明石市こども総合支援条例の改正骨子案について

令和3年第2回定例会（9月議会）文教厚生常任委員会にて報告いたしました明石市こども総合支援条例の改正骨子案について、報告いたします。

1 改正の内容（骨子案）

ヤングケアラー及び一時保護や施設入所等の措置がなされたこどもへの支援に関する規定を新設しようとするものです。

(1) ヤングケアラーに対する支援

本来大人が担うべき家事、家族の世話及び介護等を行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するため、市として必要な施策を講じていくことを定めます。

(2) 一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置となったこどもへの支援

児童福祉法33条に基づき一時保護若しくは委託一時保護されたこども又は同法27条1項3号若しくは同条2項に基づき里親等への委託若しくは施設への入所措置となったこどもの意見表明権をはじめとするこども固有の権利が不当に制約されることのないよう、市として必要な施策を講じていくことを定めます。

2 これまでの検討経過

令和3年10月 明石市社会福祉審議会社会的養護部会 意見聴取

11月 明石市社会福祉審議会 意見聴取

明石市社会福祉審議会こどもの権利擁護部会 意見聴取

3 今後のスケジュール

令和3年12月～令和4年1月 パブリックコメント

令和4年 2月 明石市社会福祉審議会 意見聴取

3月 条例改正案の議会提案

4月 改正条例の施行